

生産性向上特別措置法案（仮称）（生産性革命法案）の概要

1. 概要

我が国産業の更なる生産性向上を図るため、生産性向上特別措置法案（仮称）（生産性革命法案）の制定及び産業競争力強化法等の改正により、下記の措置等を時限的（3年間）に講ずるものである。

(1) データを共有・連携する革新的データ産業活用

複数事業者の協調領域においてデータを共有・連携する事業等について、国（主務大臣）が認定を行い、減税措置等を講ずる。

(2) プロジェクト型「規制のサンドボックス」

事業者が革新的な技術やビジネスモデルを実証するプロジェクトについて、国（主務大臣）が規制に違反しないこと等を確認の上、認定を行い、実証の終了後、主務大臣は規制の見直しを検討することとされている。

2. 当委員会に関する事項

(1) 革新的データ産業活用計画関連

主務大臣による革新的データ産業活用計画の認定に際し、取り扱われるデータに 個人情報が含まれる場合（特に必要があるものとして政令[※]で定める場合）に、主務大臣から当委員会への事前協議が義務付けられる。

※政令の内容については、今後、政府部内で調整。

(2) プロジェクト型「規制のサンドボックス」

革新的な技術やビジネスモデルを実施しようとする事業者から計画の申請を受けた主務大臣は 革新的事業活動評価委員会（内閣府に設置するいわゆる八条委員会）の意見を聴いた上で、実証を認定する。同委員会は必要に応じ、主務大臣に対して報告徴収及び勧告を行うことができる。

※ 当委員会は「主務大臣」に該当するが、個人情報保護法の解釈・運用等については、当委員会の判断が尊重されることなど、当委員会の独立性と本制度との整合性について確認済である。

（以 上）